

議案第20号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

等々力緑地	野球場ロッカー室
-------	----------

を

等々力緑地	野球場ロッカー室 野球場関係者室
-------	---------------------

に改め、同条第2項の表中

野球場	4月1日から	午前6時から	12月29日から	市長は、必要 に応じ左欄の
野球場会議室	10月31日まで	午後6時まで	翌年の1月4	

野球場シャワー室 野球場ロッカールーム サッカー場	11月1日から翌年の3月31日まで	(ただし、照明施設を有する施設については、午前6時から午後8時30分まで) 午前8時から午後4時まで (ただし、照明施設を有するサッカー場については午前8時から午後8時30分まで、照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで)	日までの日	供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
---------------------------------	-------------------	---	-------	---

」

を

「

野球場	4月1日から	午前6時から	12月29日から	市長は、必要
-----	--------	--------	----------	--------

野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカールーム 野球場関係者室 サッカー場	10月31日まで     11月1日から 翌年の3月31日 日まで	午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前6時から午後8時30分まで)  午前8時から 午後4時まで (ただし、照明施設を有するサッカー場については午前8時から午後8時30分まで、照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで)	翌年の1月4日 までの日	に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
--	--	---	-----------------	---

に改める。

第8条第1項の表中

「

野球場（富士見公園に設けるものを除く。）	1箇所 1回（2時間以内）	2,500円		
野球場照明施設	同（1時間以内）	6,000円		
野球場会議室	同（4時間以内）	1,000円		
野球場シャワー室	1箇所 1回	3,000円		
野球場ロッカー室	同	1,000円		
屋内野球練習場	1回（1時間以内）	650円		

」

を

「

野球場（等々力緑地に設けるものに限る。）	1箇所 1回（2時間以内）	11,500円		
野球場（富士見公園及び等々力緑地に設けるものを除く。）	同（同）	2,500円		
野球場照明施設	同（1時間以内）	6,000円		
野球場会議室	同（4時間以内）	8,200円		
野球場シャワー室	1箇所 1回	2,400円		
野球場ロッカー室	同	2,800円		

野球場関係 者室	1箇所 1回 (4時間以内)	4,300円		
屋内野球練 習場	同 (1時間以内)	1,000円		

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

等々力緑地の野球場等の専用使用料を改定し、及び等々力緑地の野球場関係者室を新設することに伴い当該施設を有料で利用させる公園施設とするため、この条例を制定するものである。